

## 菓子メーカー『カルビー』の労働者の 過労死を業務上の労災と認定

7月29日、岐阜労働基準監督署は、「夫は、過労死」として労災申請していた妻の要田志信さんに業務上の労災と認定をしたむね通知をしてきました。

1989年11月申請から、1年半はじめは、業務外の認定の方向だったものが、今回の業務上に認定された背景には第1には、異常な程に長時間・過密労働をしていた事実。第2には、遺族のがんばりがあったこと。第3には、支援する会ができ短時間に要請署名が264団体、26261名の署名が集まったことであられたように、「過労死は明日は我が身」と働く人たちのなかの共感と支援の輪の広がりがあったことです。

(岐阜県労連)



## 《建設一般》

水野信子さん (元三井石油化学工業)

元気で社会復帰する。おめでとう!

VDT障害で労災認定闘争をとりくんでこられた水野さんには、業務外認定を不服として審査請求をしてひきつづき認定を求めてきましたが、このほど体力回復のめどが立ち新しい職場に社会復帰することになりました。

会社とは、一昨年補償和解が成立、円満退職しています。

## 《名南労連》

資料提出するよう会社を行政指導せよ

愛知労働基準局へ申し入れ

8月2日、名古屋南部から在職死亡をなくし、健康と家庭を守る連絡会 事務局 局長山崎富紀雄、愛知健康センター事務局 永井幹事、中原顧問、建設一般皇山

書記長、慶尾敏夫、の5名で申し入れました。基準局側は、労災管理課長手島義成、地方労災監察官 高木宏昌 労災管理調整官 安井 弘、の3名が出席しました。

#### 申し入れ事項

- ① 会社側（大同特殊鋼）に、資料提供に協力するよう行政指導せよ。
- ② 監督署の対応は、守秘義務を理由に質問に答えられないし説明もしない。局の方から説明するように指示してほしい。

これに対して局側は、

- ① 強制はできないが、会社は協力しなければならない。
- ② 詳細は言えないが、説明はしてほしい。

以上、愛知健康センターとして初の要請を行いました。

### 第1回幹事団体会議を開催

8月1日、第1回の幹事団体会議を開催しました。議題は、次のとおりです。

- ① 「いのちと健康を守る講座」の計画について
- ② 会費納入について
- ③ 参加団体の拡大について
- ④ 協力共同の団体との懇談について
- ⑤ ニュースの発行について
- ⑥ 電話の設置について

協議の結果、それぞれ具体化していくことになりました。

## いのちと健康を守る全国センター の確立にむけて呼びかけ

7月30日から8月1日にかけて開催された、第5回全国労働組合総連合定期大会で「いのちと健康を守る全国センター」の確立にむけて、大会以後呼びかけを行うことが確認されました。

今まで、学者・労災弁護団などが、労働組合・民主団体と相談し、準備をすすめてきました。ここに全国的に呼びかけをおこない全国センター確立の方針が確認されました。

討議の中で次のことが確認されました。

- ① 総評時代の日本労働者安全センターの積極的な側面を継承する。
- ② 研究者、医師、弁護士などと自主・民主・公開の原則にたって運営する。
- ③ 医学上の成果にも注目し、社会保障運動にも広くかかわられるような、幅の広い組織がめざされるべきこと。

活動については、

- ① いのちと健康を守る運動、その調整、労災・職業病に関する情報の集約と交流及び研究
  - ② 情報誌およびニュースの発行
  - ③ 交流会、学習会の組織化、いのちと健康を守る地方（県）センターの組織化と推進
- 以上





## 健康案内

ぜひ読んで下さい。

### 薬の服用に気をつけましょう

日本人は昔から、薬好きな国民といわれています。国際比較においても、薬の消費量は日本がもっとも多いとされています。高価薬である抗生物質の消費量も、世界一だそうです。たやすく薬が手に入るように便利になったことは決して悪いことではないのですが、安易に薬に頼ると危険な場合もあります。

昔は薬を服用しなくても、しばらく様子を見ましょうとあって、納得してくれる場合が多かったのですが、待てない人が増えてきました。また、世の中が忙しくなり、症状（痛みとか咳とか）だけでもすぐに取ってほしいという要求が強いのも最近の傾向です。

しかし、感冒のように、一、二日安静にし、その後しばらく経過を見れば何もしなくても治るはずなのに、それができなかつたために、こじらせて結局は治るのに長くかかってしまうといった例が、増えてきたのも事実です。そのためにたくさんの薬を服用するという悪循環にもなっています。

また現代医学への過信もあります。最近の人たちは、薬さえ服用すれば何とでもなるという思いが、強いようですが、適切な安静と食事を毎度毎度いただくことの方がよほど病気の治りが早いといえましょう。

（医学博士 岩崎栄 著 「知っておきたい医者のかかり方」から転載）



## 学習

ぜひ読んで下さい。

### 労働安全衛生委員会とは

労働安全衛生法には、労働者が50人以上の事業所には、必ず安全委員会（第17条）と衛生委員会（第18条）を設置しなければならないと決められています。

それぞれの委員会の設置に代えて労働安全衛生委員会を設置することができます。

役割は両委員会のものすべてということです。

10人以上49人以下の場合は、安全推進者、衛生推進者を設けなければなりません。

職場の安全衛生委員会は、労働者の「いのちと健康の番人」としての役割があります。その基本的理念は「命の尊厳を守ること」です。

そして活動の観点は、「在職者死亡をなくする」「病気や不安全による休業をおこさせない」「第三者加害をおこさない」などを基準に、快適な職場の労働環境づくりに努力することです。（第1条）

そのために、何よりも労働安全衛生法とそれに基づく省令、規則などを労働組合と役員は、まずよく知るとともに活用をし、法を最低基準として労働環境・労働条件の改善に、不断の努力をはかる必要があります。

（「労働問題実践シリーズ 2」参照）

## 情報

ぜひ読んで下さい。

### プレス事業所の半数が基準法違反

愛知労働基準局は、プレス作業安全旬間（6月21日～30日）に災害多発製造業を対象に実施した集中監督の結果をまとめ発表しました。

監督を実施した240事業所のうち半数をこえる137事業所で何らかの法違反を確認しました。

プレス機械などの危険防止を怠っていた悪質なケース31件については、行政処分（機械の使用停止命令）を行いました。

今回の監督で、とくに重点をおいたのは、プレス機械を設置している178の事業所。このうち88事業所で、

① 安全囲い（安全カバー）、安全装置の未設置（29件）

② 定期自主検査の未実施（16件）などの法違反が分かりました。

県内の事業所では、金属製品製造業を中心に1月～6月の半年で150件のプレス災害が発生しています。

片手の三指以上を失う重傷災害は28件に上っています。

以上

## お知らせ

### 幹事団体会議の日程

第2回 9月5日（木）18時30分～

第3回 10月3日（木） //

第4回 11月7日（木） //

第5回 12月5日（木） //

### 事務局団体会議の日程

原則として幹事団体会議の3日前  
14時～

